

議案第25号

三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出
三宅町長 森田浩司

1. 指定管理者に管理を行なわせようとする公の施設

三宅町大字屏風44番地の29
三宅町立東屏風体育館

2. 指定管理者となる団体


東屏風自治会
会長 池田年夫

3. 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで